

## 長崎市製品・技術「優れモノ」PR補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「優れモノ」の認証（長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱（平成26年長崎市告示第498号）第5条第1項の認証をいう。以下同じ。）を受けた製品・技術（以下「認証製品・技術」という。）を有する事業者（以下「認証事業者」という）に対し、取引先の開拓及び受注機会の確保を目的に行う認証製品・技術のPRに係る経費について、予算の定める範囲内において、長崎市製品・技術「優れモノ」認証PR補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、認証事業者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認証製品・技術の販路開拓に資する事業であって、補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完了するものとする。

2 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助回数は、別表のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としない。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、補助事業（収支）計画書（第1号様式）とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、登記事項証明書とする。

4 規則第3条第2項の規定により、前年度決算書の添付は、省略するものとする。

5 市長は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書に付された日以降に着手する事業を補助対象事業と認め、補助金等交付決定通知書に付された日前に着手した事業は、補助対象事業として認めない。

6 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第5条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の補助対象事業の変更であること。

(2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助事業を行った年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する別に定める期日は、事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を行った年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、補助事業収支決算書(第2号様式)によるものとする。

3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書の写し等補助対象経費の支出を明らかにする書類
- (2) 出展状況の分かる写真(産業見本市、展示会及び商談会への出展に限る。)
- (3) ホームページを印刷したもの(ホームページの作成及び改修並びに外国語翻訳に限る。)
- (4) 完成したパンフレット、チラシ、カタログ及びポスター(パンフレット、チラシ、カタログ及びポスターの作成並びに外国語翻訳に限る。)
- (5) 掲載された内容が分かる新聞又は雑誌の写し(新聞・雑誌への広告に限る。)
- (6) 完成した動画データ又はホームページに掲載している場合は、ホームページのURLを記載した書類(プロモーション動画の制作及び外国語翻訳に限る。)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第9条 第4条第6項ただし書の規定により補助金を申請した者は、補助対象事業完了後

に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第3号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助回数
産業見本市、展示会及び商談会への出展（その場で小売りすることを主目的としたもの及び広く一般に公開されていないものを除く。）	認証製品・技術の出展に係る出展負担金、小間料、小間装飾費（備品の購入を除く。）、運搬費及び旅費	2分の1	200千円	同一補助事業者に対する補助回数は設定しない。ただし、同一年度に同一補助事業者に対する補助金の額は、補助限度額を上限とする。
ホームページの作成及び改修	認証製品・技術のPRを目的としたホームページ作成又は改修に係る委託料			
パンフレット、チラシ、カタログ及びポスターの作成	認証製品・技術のPRを目的としたパンフレット、チラシ、カタログ又はポスターの作成に係る委託料及び印刷製本費			
新聞・雑誌への広告	認証製品・技術のPRを目的とした広告掲載料及び広告デザインのための委託料			
プロモーション動画の作成	認証製品・技術のPRを目的とした動画作成のための委託料			
外国語翻訳	認証製品・技術のPRを目的としたパンフレット、ホームページ及びプロモーション動画の全部又は一部を外国語で制作する場合の翻訳に係る委託料			

